

## 荒川第二・三調節池環境保全懇談会 規約

### (趣 旨)

第1条 本規約は、「荒川第二・三調節池環境保全懇談会」（以下「懇談会」という）の運営について、必要な事項を定めるものである。

### (目 的)

第2条 懇談会は、荒川第二・三調節池が、将来にわたり生活の場、豊かな自然環境の場、及び市民の憩いの場などとして地域に愛される存在となるよう、自然環境の保全・創出とそれに伴う維持管理の観点から、調節池の将来像についての意見交換を行うことを目的とする。

### (組 織)

第3条 懇談会は別紙に掲げる委員及び団体をもって構成し、事務所長が委嘱する。

2 委員及び団体の任期は懇談会の目的を達成したときまでとする。

### (座 長)

第4条 懇談会には座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会務を総括し、懇談会を代表する。

3 座長に事故がある時は、座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

### (会 議)

第5条 懇談会は、座長の指示により事務局が招集する。

2 各団体からの出席者は、その構成員1名とする。

3 懇談会は、必要に応じて委員及び団体以外に意見を聴くことができる。

### (事務局)

第6条 懇談会の事務局は、荒川調節池工事事務所事業計画課が行うものとし、懇談会の運営に関して必要な事務処理を行うものとする。

### (情報公開)

第7条 懇談会及び懇談会資料は原則として公開とし、公開の方法については懇談会でこれを定める。

### (雑 則)

第8条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

### 附 則

この規約は、平成31年2月28日から施行する。

令和2年6月24日改定

(別 紙)

荒川第二・三調節池環境保全懇談会 委員名簿

(委 員)

氏名	所属	備考
浅枝 隆	埼玉大学名誉教授	生態系
金子 康子	埼玉大学教育学部自然科学講座 教授	植物
堂本 泰章	河川環境保全モニター	鳥類
長谷川 雅美	東邦大学理学部教授	両生類・爬虫類
江村 薫	埼玉昆虫談話会長	陸上昆虫類
町田 和彦	元埼玉県高等学校生物研究会長	ほ乳類
武藤 健治	荒川調節池工事事務所長	行政

(団 体)

団体名	備考(団体代表者名)
特定非営利活動法人 荒川の自然を守る会	代表理事 菅間 宏子
荒川緑地エコ・ネット	代表 小林 隆子
特定非営利活動法人 エンハンスネイチャー荒川・江川	理事長 小川 早枝子

## 荒川第二・三調節池環境保全懇談会 公開要領

### (目的)

第1条 本要領は、荒川第二・三調節池環境保全懇談会規約の第7条の規定に基づき、荒川第二・三調節池環境保全懇談会（以下「懇談会」という）の情報公開に関し必要な事項を定めるものである。

### (会議等の公開)

第2条 会議および会議資料、議事概要は、原則として公開とする。

但し、希少動植物の保護や、個人の財産に関わる情報の保護等の観点から公表することが適切でない場合は、その理由を明らかにし、当該部分を非公開とすることができる。

なお、公開、非公開の判断については、座長が決定する。

### (懇談会開催の周知)

第3条 懇談会の開催は、公開、非公開にかかわらず、懇談会開催日までに一定の方法（インターネット等）により周知するものとする。周知後、公表内容に変更が生じた場合も同様の方法により周知するものとする。

2 周知の内容は、懇談会の名称、日時、場所、議事予定、傍聴の可否、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

### (会議の傍聴)

第4条 傍聴を希望する者は、第3条の規定により示された傍聴手続きに則り、傍聴の登録手続きを行い、受付にて名簿の確認を行った上で会場に入室するものとする。

2 傍聴者は、以下の事項を遵守するものとする。

一 懇談会の撮影、録画をしてはならない。

ただし、報道関係者の懇談会冒頭での頭撮りを除く。

二 懇談会の録音をしてはならない。

三 発言、私語、談論等を行ってはならない。

四 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。

五 プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。

六 ビラ等の配布を行ってはならない。

七 みだりに傍聴者席を離れてはならない。

八 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。

九 前各号に掲げるもののほか、懇談会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

3 座長は、傍聴者が前項の規定に違反した場合には、傍聴者に会場からの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

### (その他)

第5条 この要領の変更や規定に定めなき事項については、懇談会で定める。

### 附 則

この要領は、平成31年2月28日から施行する。